

社会福祉法人津貫福社会役員規程

(役員の数)

第1条 この法人には、次の役員をおく。

- 1 理事 6名
 - 2 監事 2名
- 2 理事のうち1人は理事の互選により、理事長となる。
 - 3 理事長のみが、この法人を代表する。
 - 4 役員を選任にあたっては、各役員について、その親族その他の特別の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(構成等)

第2条 理事会は、理事全員をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事会)

第3条 この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う。但し日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを召集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、本坊睦子理事が召集する。
- 3 理事会に議長を置き、理事長をもってあてる。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を召集し、議長は出席した理事のうちから互選する。
- 4 理事会を召集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、各役員に対して書面をもって行う。
- 5 理事長は、理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを召集しなければならない。
- 6 理事会は、議決に加わることでできる理事の過半数以上が出席しなければ、開催することができない。
- 7 理事会の議事は、理事総数の過半数で決定し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事等の報告又は説明)

第4条 議長は、召集通知に記載した付議した後、理事又は監事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。この場合、理事は、議長の許可を受けた上で、職員等に報告又は説明をさせることができる。

(理事長の職務の代理)

- 第5条 理事長の職務は日常の職員の健康状態や経営の潤滑をきわめる事。理事長の事故あるときは、理事長があらかじめ指名するほかの理事が、順次理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。
 - 3 第1代理者 本坊睦子 第2代理者 今村五雄

(議事録)

- 第6条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面(又は電磁的記録)をもつて議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載(又は記録)して、当該理事会に出席した理事長及び監事が記名捺印しなければならない。

(報告事項)

- 第7条 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

- 第6条 役員任期は2年とする。但し、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
 - 3 理事長の任期は理事として存在する期間とする。

(日当等の支給)

- 第8条 この法人の役員会に出席した場合、日当又は交通費を支給する。
- 2 理事長は役員から出張の申し出があった場合は次のように取り扱う。
日当旅費 理事長5,000円、監事5,000円、理事5,000円

(海外研修)

- 第9条 役員及び職員より海外研修、視察、旅行の申し出があった場合、理事長はその旅行内容により、旅行期間に前後1日を加えた期間を本人に通知する。
- 2 海外研修の費用については、本部会計又は施設会計に余裕ある場合、次のように取り扱うことができる。
 - 1 海外研修の費用の一部が地方公共団体や日本船舶振興会等の公共団体の補助によって賄われる場合。
 - 一 自己の負担額を上限として補助することができる
 - 2 海外研修の費用の補助はなくても、地方公共団体や日本保育協会等の公の団体が主催し、福祉、乳幼児教育上の明確な目的をもった海外研修の場合。

- 一 自宅より出発空港又は海港までの運賃、又は宿泊費、交通費、日当については第7条の規定に準ずる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成20年5月21日より実施する

この規程は平成24年7月15日より実施する

この規程は平成27年5月 8日より実施する

この規程は平成29年4月 1日より実施する

この規程は令和 2年4月 1日より実施する

この規程は令和 3年5月29日より実施する